

## 通報連絡協定の概要

### 1. 協定締結日

平成 24 年 2 月 9 日付

### 2. 協定締結者

新潟県内の 28 市町村長と当社取締役社長

#### < 協定を締結した新潟県内の各市町村 >

新潟市、長岡市、上越市、三条市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、関川村、粟島浦村  
(順不同)

既に安全協定を締結している新潟県、柏崎市、刈羽村は除く

### 3. 通報連絡協定の概要

- (1) 柏崎刈羽原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法（以下、原災法）第 10 条第 1 項の規定による原子力防災管理者の通報が必要な事象が発生した場合や、原災法第 15 条第 1 項各号に掲げる事象が発生した場合は、各市町村に対して、直ちにその状況に関して必要な情報を連絡する。
- (2) 柏崎刈羽原子力発電所で発生した事象を報道機関に情報提供しようとするときは、各市町村に対して、報道機関に情報提供する内容を連絡する。

以 上